

# 特別養護老人ホーム 三重の里

## (正式入所・個室) 料金表(1ヶ月)

R6.8 改

利用者負担段階	介護度	負担割合		お部屋代	お食事代	お支払合計
<b>第1段階</b> ・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者 境界層該当者	1	2割		27,280	9,300	
	2	2割				
	3	2割	61,085			97,665
	4	2割	66,299			102,879
	5	2割	71,298			107,878
<b>第2段階</b> ・ 市町村民税世帯非課税であって、 [合計所得金額+課税年金収入額※≤80万円/年] を満たす者 ・ 境界層該当者	1	2割		27,280	12,090	
	2	2割				
	3	2割	61,085			100,455
	4	2割	66,299			105,669
	5	2割	71,298			110,668
<b>第3段階 ①</b> ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合。多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	2割		42,470	20,150	
	2	2割				
	3	2割	61,085			123,705
	4	2割	66,299			128,919
	5	2割	71,298			133,918
<b>第3段階 ②</b> ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合。多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	2割		42,470	42,160	
	2	2割				
	3	2割	61,085			145,715
	4	2割	66,299			150,929
	5	2割	71,298			155,928
<b>第4段階</b> ・ 本人は市町村民税非課税者だが、同じ世帯に課税者がいる者 ・ 市町村民税本人課税者	1	2割		61,070	42,780	
	2	2割				
	3	2割	61,085			164,935
	4	2割	66,299			170,149
	5	2割	71,298			175,148